

芦屋町価格公示町有地売却応募要領（随時公売）

芦屋町において、町有地を価格公示方式にて売却いたします。

1. 売却物件一覧

物件 番号	地 番	地目	面 積	売却価格	備 考
1	大字山鹿字正津ヶ浜 1298 番 39	宅地	222.73 m ²	4,820,000 円	

2. 応募者の資格

- ① 個人・法人は問いません。
- ② 町内居住の有無を問いません。
- ③ 次に掲げる者は資格がなく、応募することができません。
 - ・ 契約を締結する能力を有しない者。（成年被後見人等）
 - ・ 破産者で復権を得ていない者。
 - ・ 暴力的不法行為を常習的に行っている組織にあるもの。
 - ・ 市町村に住民税等の滞納がある者。
 - ・ 未成年者。

3. 応募方法等

- ① 2名以上の連名（共有）によることもできます。
- ② 受付期間
随時
(午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土曜日・日曜日・祝祭日を除く。)
- ③ 受付場所
芦屋町幸町 2 番 20 号 芦屋町役場庁舎 2 階 財政課 契約管財係
- ④ 応募に必要な書類
 - ・ 価格公示町有地売却応募申込書
 - ・ 現住所の市町村民税等の未納のない証明書
(法人にあっては設置されている市町村の未納のない証明書)
 - ・ 住民票全員票（続柄有・本籍無）
(法人にあっては全部事項証明書)

※各種証明書は 3 か月以内に発行されたものをご提出ください。
- ⑤ 郵送による応募は認めません。
- ⑥ 応募物件の変更は、受付期間内に限り受け付けます。

- ⑦ 物件は現状有姿にて引き渡すものとします。
- ⑧ 現地での説明は行いませんので、現地にて物件を確認のうえ応募してください。

4. 売却条件

- ① 特にありません。

5. 決定方法

- ① 物件ごとに原則、応募先着順で決定します。

6. 売買代金の支払い

- ① 売買代金の納入は、芦屋町発行の納入通知書にて指定の金融機関にて納付してください。下記のいずれかの方法で納付してください。
 - 1. 契約締結時に代金全額を納付する。
 - 2. 契約締結と同時に、売買代金額の100分の10に相当する金額以上の契約保証金を納付した後、契約締結から50日以内に売買代金から契約保証金を差し引いた額を納付してください。ただし、代金未払等により売買が成立しなかった場合は、当町に帰属しますので、返金はできません。

代金納入期限 契約締結の日から、50日以内

- ② 所有権移転登記費用及び登録免許税に関しましては、金額を通知いたしますので、代金納入期限までに、現金にて契約管財係にご持参ください。
- ③ 登録免許税は町においてお預かりし、所有権移転登記の際に法務局へ納入します。
- ④ 売買代金納入期限までに売買代金及び所有権移転登記費用並びに登録免許税を納入できない場合は、契約を解除します。

7. 所有権の移転

- ① 売買代金が納入されたときに所有権が移転し、物件が引き渡されたものとします。
- ② 所有権移転登記は物件の引渡し後、町において行います。
- ③ 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記費用及び登録免許税等契約締結及び履行に関して必要な費用は、買受人の負担となります。
- ④ 買受人は、所有権移転登記前に、売買契約を締結した当該土地に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

8. お問い合わせ

芦屋町役場 財政課 契約管財係（電話 093-223-3576）